

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人 Soil(以下、「当財団」という。)の定款第24条に基づき理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、理事とは、代表理事及び理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及び当財団が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める当財団の目的の遂行に寄与する。

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し法令及び定款の定めるところにより、当財団の業務の執行の決定に参画しなければならない。

(代表理事)

第5条 代表理事の職務権限は、次のとおりとする。

1. 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
2. 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
3. 毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細則)

第6条 この規定に定めるもののほか、本規定を実施するために必要な事項については、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 本規程の改廃については、理事会の決議により行うものとする。

(附則)

1. この規程は令和5年1月16日より施行する。
2. 変更後の規程は、令和6年9月10日から施行する。